

計画策定年度	平成 30 年度
計画主体	美祢市

美祢市鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

美祢市建設農林部農林課有害鳥獣対策室

美祢市大嶺町東分 326 番地 1

TEL : 0837-52-1115

FAX : 0837-52-0387

E-mail : nourin@city.mine.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	サル、シカ、イノシシ、ノウサギ、カラス、ドバト、タヌキ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、アナグマ
計画期間	平成 31 年度～平成 33 年度
対象地域	山口県美祢市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の状況（平成 29 年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品 目	被害面積	被害量	被害金額
サル	麦類、野菜、果樹	2.20ha		2,778 千円
	生シイタケ		135kg	137 千円
シカ	水稲	1.20ha		626 千円
	造林木	6.21ha		6,901 千円
イノシシ	水稲、果樹	12.95ha		6,747 千円
	筍		2,250kg	479 千円
ノウサギ	造林木ほか	0.00ha		0 千円
カラス	野菜、果樹ほか	0.10ha		408 千円
ドバト	水稲、果樹ほか	0.00ha		0 千円
タヌキ	野菜、いも類ほか	0.00ha		0 千円
アライグマ	水稲、果樹ほか	0.00ha		0 千円
ヌートリア	水稲、果樹ほか	0.00ha		0 千円
ハクビシン	野菜、果樹ほか	0.00ha		0 千円
アナグマ	野菜、果樹ほか	0.00ha		0 千円

(2) 被害の傾向

サル	<p>6 月から 10 月までの農繁期に、野菜・果樹類を中心に被害が増大している。放置山林及び耕作放棄地の拡大により、個体数の増加が推察され、今後も被害拡大が予想される。</p> <p>また、はなれザルによる人身被害が発生している。</p>
シカ	<p>造林木のみならず、水稲への被害が増大している。</p> <p>また、秋芳町北部地域での造林木被害が増大していることから、生息域が市東部へと拡大していることが推察され、さらなる被害増大が懸念される。</p>
イノシシ	<p>全市的に農作物被害が増加傾向にあり、農家の生産意欲の低下が懸念</p>

	される。畦畔の掘り起し等の被害も発生している。
ノウサギ	校庭での糞害が発生している。
カラス	全市的に野菜・果樹への被害がみられる。特に6月から10月までの農繁期に被害が多くみられる。
ドバト	旧美東町で水稻への被害がみられる。旧美祢市及び旧秋芳町においても被害があると思われるが、被害報告がないため不明である。正確な被害状況把握が必要である。
タヌキ	旧美東町で野菜への被害がみられる。旧美祢市及び旧秋芳町においても被害があると思われるが、被害報告がないため不明である。正確な被害状況把握が必要である。
アライグマ	旧美東町及び旧秋芳町で生息が確認されている。生息数は少ないと思われるが、正確な被害状況把握が必要である。
ヌートリア	現状で捕獲実績はないが、市内で多くの目撃情報がある。今後個体数の増加が予想されるため、正確な被害状況把握が必要である。
ハクビシン	捕獲実績は、平成28年度までなかったが、平成29年度は1頭捕獲があった。農作物の被害は報告されていない。今後個体数の増加が予想されるため、正確な被害状況把握が必要である。
アナグマ	捕獲実績は、平成28年度までなかったが、平成29年度は1頭捕獲があった。農作物の被害は報告されていない。今後個体数の増加が予想されるため、正確な被害状況把握が必要である。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (H29年度)	目標値		
			(H31年度)	(H32年度)	(H33年度)
サル	被害面積	2.20ha	2.13ha	2.06ha	1.98ha
	被害量	135kg	131kg	127kg	122kg
	被害金額	2,915千円	2,818千円	2,721千円	2,623千円
シカ	被害面積	7.41ha	7.16ha	6.91ha	6.66ha
	被害金額	7,527千円	7,276千円	7,025千円	6,774千円
イノシシ	被害面積	12.95ha	12.52ha	12.09ha	11.65ha
	被害量	2,250kg	2,175kg	2,100kg	2,025kg
	被害金額	7,226千円	6,985千円	6,744千円	6,503千円
ノウサギ	被害面積	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha

	被害金額	0千円	0千円	0千円	0千円
カラス	被害面積	0.10ha	0.097ha	0.094ha	0.09ha
	被害金額	408千円	394千円	381千円	367千円
ドバト	被害面積	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha
	被害金額	0千円	0千円	0千円	0千円
タヌキ	被害面積	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha
	被害金額	0千円	0千円	0千円	0千円
アライグマ	被害面積	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha
	被害金額	0千円	0千円	0千円	0千円
ヌートリア	被害面積	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha
	被害金額	0千円	0千円	0千円	0千円
ハクビシン	被害面積	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha
	被害金額	0千円	0千円	0千円	0千円
アナグマ	被害面積	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha
	被害金額	0千円	0千円	0千円	0千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲許可 ・猟友会への委託 ・捕獲奨励金の支給 ・捕獲檻の導入及び補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に伴う駆除隊員の減少 ・捕獲檻の個数が少なく、捕獲区域が限定される。
防護柵の設置に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市境へのシカ柵の設置 ・事業効果を上げるため、集落全体での金網柵の設置推進 ・中山間総合整備事業による防護柵設置 ・鳥獣被害防止対策事業による防護柵設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・柵の設置後は、柵の未設置の地区へと有害鳥獣が移動し、被害を引き起こしている。 ・点在農地が多いうえに、不在地主・遊休農地が増加しており、集落全体での取り組みが困難となってきた。
知識の普及等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会と連携してわなのかけ方講習を開催し、地域単位での鳥獣被害対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が発生している地域の住民が主体となって鳥獣被害対策に取り組む意識の醸成が必要である。

(5) 今後の取組方針

① 猟友会との連携を密にし、有害鳥獣対策への取組強化を図る。

- ② 近隣市との行政境を超えた有害鳥獣の合同捕獲体制の確立を図る。
- ③ 県と連携し、狩猟免許取得費用・講習会受講費用の一部助成を行い、捕獲隊員の確保を図る。
- ④ 捕獲織の個数を増やし、駆除隊に貸出を行い、捕獲区域の拡大を図る。
- ⑤ 総合対策事業及び中山間地域直接支払制度等の他制度を活用し、集落単位の侵入防護柵の設置を推進する。
- ⑥ 集落環境点検の手法を活用し、地域と一体かつ合理的な対策の立案を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成 24 年度に市農林課を中心とした実施隊を組織し、狩猟免許取得の奨励を行い、有害鳥獣捕獲体制の強化を図っている。

(2) その他捕獲に関する取組

平成 31 年度 ～ 平成 33 年度	サル、シカ、イノシシ、ノウサギ、カラス、ドバト、タヌキ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、アナグマ	猟友会、森林組合、共済組合、農業協同組合、鳥獣保護員等と連携を図りながら、有害鳥獣の捕獲に取り組むと共に、適宜捕獲檻の設置を行う。
---------------------------	--	---

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
サル	捕獲実績は、平成 27 年度：65 頭、平成 28 年度：67 頭、平成 29 年度：75 頭である。農作物の被害は、大型囲いわな等による捕獲により減少傾向にあるが、依然高い水準にある。 また近年、市街地にはなれザルが出没し、人身被害が発生していることから、積極的な捕獲が必要であるため、捕獲計画数を 100 頭とする。
シカ	捕獲実績は、平成 27 年度：203 頭、平成 28 年度：312 頭、平成 29 年度：744 頭である。農作物の被害は、捕獲と防護柵の設置により減少傾向にあるが、依然高い水準にある。引き続き積極的な捕獲が必要であるため、捕獲計画数を 500 頭とする。
イノシシ	捕獲実績は、平成 27 年度：713 頭、平成 28 年度：643 頭、平成 29 年度：1,096 頭である。農作物の被害は、捕獲と防護柵の設置により減少傾向にあるが、依然高い水準にある。引き続き積極的な捕獲が必要であるため、捕獲計画数を 1,500 頭とする。

ノウサギ	捕獲実績は、平成 27 年度：3 頭、平成 28 年度：0 頭、平成 29 年度 1 頭である。被害は現状報告されていないが、造林幼齢木被害防止のため、捕獲計画数を 20 頭とする。
カラス	捕獲実績は、平成 27 年度：9 羽、平成 28 年度：18 羽、平成 29 年度 2 羽である。毎年、農作物の被害が発生していることから、引き続き捕獲を推進する必要があるため、捕獲計画数を 30 羽とする。
ドバト	捕獲実績は、平成 28 年度までなかったが、平成 29 年度は 53 羽捕獲があった。農作物の被害は報告されていないが、今後の被害発生が懸念されるため、捕獲計画数を 30 羽とする。
タヌキ	捕獲実績は、平成 27 年度：3 頭、平成 28 年度：21 頭、平成 29 年度：26 頭である。被害は現状報告されていないが、今後の被害発生が懸念されるため、捕獲計画数を 50 頭とする。
アライグマ	捕獲実績は、平成 28 年度までなかったが、平成 29 年度は 1 頭捕獲があった。農作物の被害は報告されていないが、今後の被害発生が懸念されるため、捕獲計画数を 20 頭とする。
ヌートリア	現状で捕獲実績はないが、市内で多くの目撃情報があることから、捕獲計画数を 30 頭とする。
ハクビシン	捕獲実績は、平成 28 年度までなかったが、平成 29 年度は 1 頭捕獲があった。農作物の被害は報告されていないが、今後の被害発生が懸念されるため、捕獲計画数を 20 頭とする。
アナグマ	捕獲実績は、平成 28 年度までなかったが、平成 29 年度は 1 頭捕獲があった。農作物の被害は報告されていないが、今後の被害発生が懸念されるため、捕獲計画数を 20 頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
サ ル	100 頭	100 頭	100 頭
シ カ	500 頭	500 頭	500 頭
イノシシ	1,500 頭	1,500 頭	1,500 頭
ノウサギ	20 頭	20 頭	20 頭
カラス	30 羽	30 羽	30 羽
ドバト	30 羽	30 羽	30 羽
タヌキ	50 頭	50 頭	50 頭
アライグマ	20 頭	20 頭	20 頭

ヌートリア	30 頭	30 頭	30 頭
ハクビシン	20 頭	20 頭	20 頭
アナグマ	20 頭	20 頭	20 頭

捕獲等の取組内容
山間部、農用地での銃器・わな・捕獲檻等を用いての有害鳥獣捕獲を猟友会等と時期・場所等について協議を行い、効果的な捕獲体制の確立を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
実施隊員の民間登用をする場合、個体数及び被害の多いイノシシ・シカ等の捕獲に必要である。実施予定期間は、民間登用開始されてからこの計画の終期までとし、捕獲予定区域は美祢市全域とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
イノシシ	金網柵	1,000m	1,000m	1,000m
	WM 柵	10,000m	10,000m	10,000m
	電気柵	500m	500m	500m
	トタン柵	1,000m	1,000m	1,000m
シカ	金網柵	2,000m	2,000m	2,000m
	WM 柵	3,000m	3,000m	3,000m
	防護ネット	2,000m	2,000m	2,000m
サル	必要に応じて検討			

(2) その他被害防止に関する取組

平成 31 年度	サル、シカ、イノシシ、ノウサギ、カラス、ドバト、タヌキ、アライ	猟友会、森林組合、共済組合、農業協同組合、鳥獣保護員等と連携を図りながら、集落環境点検の手法を活用し、地元集落と
----------	---------------------------------	--

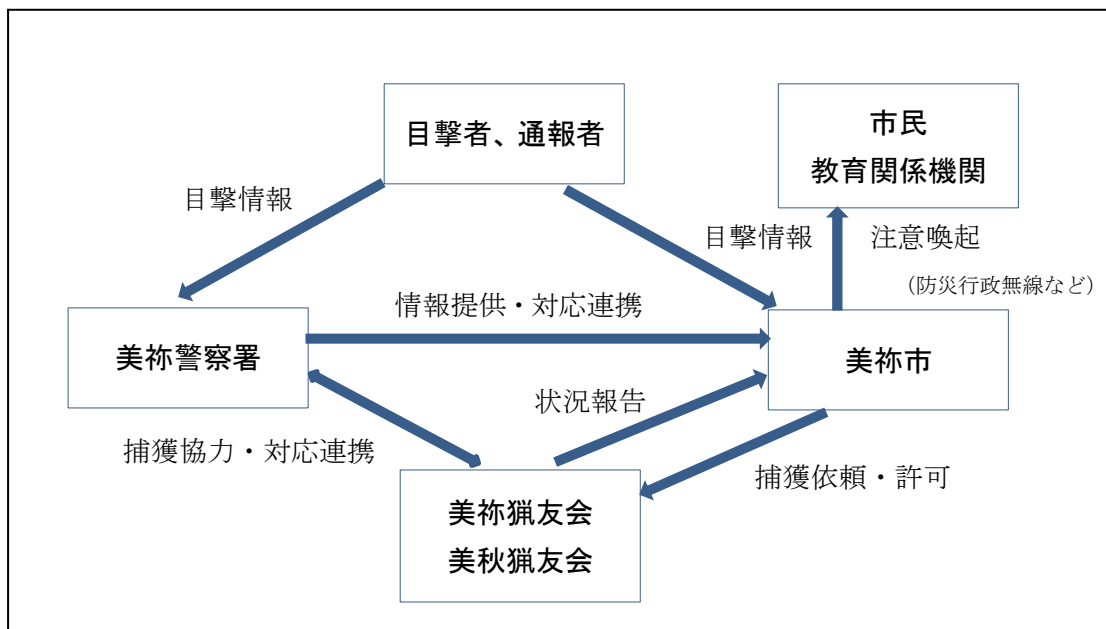
～ 平成 33 年度	グマ、ヌートリア、ハクビシン、アナグマ	一体となった対策の検討を行う。また、追い払いや緩衝帯の設置、モンキー犬の育成・活用などの効果的な有害鳥獣対策の実施を図る。
---------------	---------------------	---

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
美祢市	情報収集、現地調査、連絡調整、住民への注意喚起、パトロール、保護
山口県美祢猟友会 山口県美秋猟友会	被害状況の確認、パトロール、捕獲又は保護
山口県美祢農林水産事務所	情報収集、連絡調整、捕獲又は保護
山口県美祢警察署	連絡調整、パトロール、住民への注意喚起、捕獲等の応援

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	美祢市有害鳥獣被害防止対策協議会
--------------	------------------

構成機関の名称	役割
美祢市建設農林部長	会長
山口県美祢猟友会、山口県美秋猟友会	有害鳥獣の捕獲
山口県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護区に関する業務
山口県農業共済組合美祢支所	農林業それぞれの立場から、有害鳥獣関連情報の提供
山口美祢農業協同組合	
カルスト森林組合	
美祢市農業委員会	
山口県美祢農林水産事務所	被害防止技術等の指導・情報提供
山口県美祢警察署	人身被害の防止
美祢市建設農林部農林課 美祢市有害鳥獣対策室	事務局を担当し、施策の立案、事業進行情報のほかに、協議会に関する連絡、調整

(2) 関係機関に関する事項

山口県農林総合技術センター	モンキードッグ評定員の派遣、被害防止への指導助言
---------------	--------------------------

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年度より、市職員による美祢市鳥獣被害防止実施隊を設置し、有害鳥獣の捕獲推進などの鳥獣被害防止対策を行い、農林水産物への被害防止に取り組んでいる。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>サルの被害防止対策については、はなれザルによる人身被害が発生する危険性があるため、猟友会との連携を密にした追い払いを実施するだけでなく、麻醉銃を用いた捕獲事業等を適切に活用し、市全体で対策する体制を強化していく。</p> <p>イノシシとシカについては、集落単位で被害防止に取り組むために、</p>
--

猟友会が主体となったわなのかけ方講習の周知や協力を進める。

ヌートリアやアライグマ等については、住民自ら捕獲に取り組めるように、わな免許取得の推奨や箱わなの貸出等を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、原則持ち帰り処理することとし、やむを得ず困難な場合は生態系に影響を及ぼさないように埋設処理するよう猟友会に周知している。

ジビエの利活用については、費用対効果等の分析を行い、検討していく。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシとシカに関して、民間機関や関係団体等と協力しながら、食肉としての利活用を検討する。食品として販売する場合は、食品衛生法等関連法に基づき実施する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣による農林作物被害を軽減するためには、防護柵、捕獲に加えて被害地域が問題意識を持ち、地域活動として被害対策に取り組むことが必要である。